

奨学貸与金一部返還免除について

櫛の芽会では、学業成績優秀であった奨学生や部活動で優秀な成績を挙げた者、或いは大学等から表彰を受けた者等の中から審査の上、選考した者に対し貸与した奨学金の一部返還（最大 50%）を免除する制度を実施しています。

詳細は以下の通りです。当該年度に最短修業年限の貸与が終了する奨学生の皆さんが対象です。卒業や新生活への準備等で多忙と思いますが、自信のある奨学生の皆さんは是非申込み下さい。

記

1. 返還免除の対象となる貸与奨学金：奨学生に採用されたときから在学する大学の最短修業年限の終期までに貸与した奨学金^{*1}

※1 学部から奨学生になられた方は学部在学期のみ、大学院（修士課程）から奨学生になられた方は大学院（修士課程）在学期のみ、大学院（博士課程）から奨学生になられた方は大学院（博士課程）在学期のみに貸与した奨学金で、最初の最短修業年限終期の時に申請を行うこと。

2. 返還を免除する金額：一部返還免除申請者ごとに理事会で決定する（最大 50%）
2. 免除採用者数：数名
3. 応募資格者：当該年度に最短修業年限の貸与が終了する奨学生（申請機会は1回のみ）
且つ在籍時に最低1回は学生懇談会へ参加した者
4. 応募方法：申込書と所属学校発行の「学業成績証明書」1通（締切日までに発行されない場合はご連絡ください）
学業成績以外で成果をアピールする者は部活動成果、大学からの表彰状等、大学生活での成果を示すもの。

*応募申請するその他成果に対して、その成果を得たコンクール、競技会、シンポジウム等の内容が判る書類、また、団体活動の場合は、その団体でどのような役割を果たしたかが判る書類等を提出して下さい。
尚、大学院での成績等は対象としません。

5. 応募締切日：4月中旬（各年度ごとに卒業生にお知らせします）
6. 選考方法：「学業成績証明書」や部活動成果、表彰の内容等を考慮し選定する。
7. 選考及び通知：理事会で選考、決定し、直ちに応募者全員に選考結果を E-mail で通知
或いは電話にて連絡する。5月中旬になります。